

マイナンバーカードの取得促進の取組について

北海道後期高齢者医療広域連合

※ マイナンバーカード制度の趣旨等については、前回の運営協議会資料をご参照ください。

1 政府のスケジュール

令和3年3月から マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始(順次拡大)。
令和5年3月末まで ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有。

2 厚生労働省から広域連合に依頼されている取組

(1) 周知広報

市町村国保、後期高齢者医療広域連合が市町村のマイナンバー担当部局と連携し、周知広報を実施すること。(厚生労働省、総務省及び内閣府の担当課長から R2. 2. 7 付けで通知された)

【当広域連合の対応】

令和2年7月に後期高齢者の被保険者証一斉更新に係る新聞折込の中に、令和3年3月以降マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になる旨を記載し、全道134万世帯に配布。

(2) 後期高齢者へのカード交付申請書の送付

厚生労働省から R2. 11. 19 及び R2. 12. 25 付け事務連絡で依頼があった内容。

ア 令和2年度

4 情報(住所、氏名、生年月日及び性別)を記載した交付申請書を作成し、リーフ等とともに全被保険者に送付すること。なお、経費は国が負担する。

【当広域連合の対応】

以下の理由から令和2年度の申請書送付は実施せず、その旨厚生労働省に連絡した。

- ・申請に必要な個人番号を多くの被保険者は把握しておらず、問い合わせや個人番号付き住民票の写し取得などのため、コロナ禍において市町村窓口が混雑する恐れがあること。
 - ・既にカードを取得した方に申請書を送ることによって混乱が生じる等の懸念があること。
 - ・広域連合運営検討委員会委員(道内11自治体の担当課長)も同様の意見であったこと。
- なお、全国の後期高齢者医療広域連合のうち7割以上が令和2年度内の送付は見送る予定。

イ 令和3年度以降

4 情報及び個人番号を記載した交付申請書を作成し、リーフ等とともにカード未取得の被保険者に特定記録郵便等で送付することについて準備を進めること。経費は国が負担する。

【当広域連合の対応】

アの懸念が解消されることを確認の上、後期高齢者向けのカード交付申請書の作成及び送付を実施することについて検討を進める。

なお、条件が整った場合に速やかに送付できるよう、交付申請書作成及び送付に係る経費(約2億6,900万円。財源は全額国からの交付金)を令和3年度の一般会計予算に計上する方向で調整中。

<参考>

- ・運営検討委員会委員からは、上記懸念が解消されれば申請書送付は差支えないとの回答が多かったところ。
- ・本年1月～3月に地方公共団体情報システム機構から74歳以下の全国の住民に対しQRコード付きカード交付申請書が順次送付されることとなっており、その送付に伴う各市町村の対応で混乱等がないかを広域連合として確認する予定。